

2021/11/30 付 領事メール

【新型コロナウイルス】スペインからの帰国者等に対する水際強化措置

● 11月30日、日本政府はスペインを「オミクロン株に対する指定国・地域」に追加指定し、12月2日午前0時（日本時間）以降に日本に到着する帰国者・再入国者は、ワクチン接種証明書の有無にかかわらず、検疫所の確保する宿泊施設での3日間の待機（入国日を含めない）が必要となりました。その後引き続き、残りの期間（入国翌日から起算して14日間）は自宅等での待機が求められます（10日目以降のPCR検査による陰性確認を条件とする隔離の短縮措置は停止）。

● 11月30日午前0時（日本時間）以降、当面1か月の間、査証発給済みの者を含め、外国人の新規入国は、原則として停止されています（例外については下記3（注）参照）。

● その他、これまでにお知らせした日本への帰国・入国にあたっての基本的な流れに変更はありません。

#### ●○○●●新規事項●○○●●

##### 1 「オミクロン株に対する指定国・地域」への追加指定

新たな変異株（オミクロン株）の発生を受け、11月30日、日本国政府はスペインほか3か国・地域を「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定しました。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C147.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C147.html)

##### 2 検疫所の確保する宿泊施設等での3日間待機

これに伴い、過去14日以内にスペインに滞在し、12月2日午前0時（日本時間）以降にスペインから日本へ到着する全ての方は、入国後の3日間（入国の翌日から起算して3日）は、検疫所の確保する宿泊施設で待機が求められることとなりました。

入国の翌日から起算して3日目に改めてコロナ検査を行い、陰性と判定された場合は、検疫所が確保した宿泊施設を退所し、公共交通機関を使わずに、自宅又はご自身で確保した宿泊施設に移動して、残りの期間を自宅等で待機していただくこととなります（自宅等隔離の期間は、ワクチン接種証明書の有無にかかわらず、入国翌日から起算して14日間となり、10日目以降の短縮措置も停止されます）。

##### 3 外国人の新規入国の停止

11月30日午前0時（日本時間）以降、当面1か月の間、査証発給済みの者を含め、外国人の新規入国は原則として停止されます。

（注）「特段の事情」に該当する「日本人・永住者の配偶者または子」及び「定住者の配偶者又は子」等については、本件措置の対象外。

##### 4 日本への帰国・入国にあたっての手続き

（1）これまでにお知らせした日本への帰国・入国にあたっての基本的な流れ（出国前72時間

以内に実施したコロナ検査の陰性証明の提出，誓約書の提出，スマートフォンの携行，必要なアプリの登録・利用，質問票Webへの登録，到着時のコロナ検査等）に変更はありません。

[https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000926.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000926.html)

（２）新たな変異株（オミクロン株）にかかる指定国・地域（スペインを含む）からの帰国者・再入国者に対しては，厚生労働省入国者健康確認センターによる健康フォローアップが強化されます。

#### 【問い合わせ窓口】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語，英語，中国語，韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否，日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446，4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い，日本語の「1」を選んだ後，「5」を押してください。）一部のIP電話からは，03-5363-3013

#### 【参考】

○【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について）（外務省）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C148.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C148.html)

○水際対策に係る新たな措置について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

○質問票 Web への到着前入力（厚生労働省）

[https://p-airnz.com/cms/assets/JP/pdf/questionnaire\\_website\\_jp.pdf](https://p-airnz.com/cms/assets/JP/pdf/questionnaire_website_jp.pdf)

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html#Q1-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1)